

令和元年度 第3回 神奈川県保健医療計画推進会議 書面協議 協議結果

議題事項	審議結果		意見の概要	県の考え方
	異議なし	異議あり		
1 神奈川県保健医療計画（基準病床数）の変更について	21	0	<p>○横三地域については変更するべきと考えるが、地域での協議結果を尊重したい。</p> <p>○感染症病床の数として基準病床数を満たしているが、現状（新型コロナウイルス）危機管理体制等を考えると、県として病床数をどのように考えているのかお聞きしたい。</p>	<p>○ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>○ご承知のとおり、今回の審議は、療養病床と一般病床に関する基準病床数に関することですが、県では、国の方針に基づき、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染症指定病床に限らず、一般病床も含めて一定の感染予防策を講じた上で、必要な病床を確保することとしております。</p>
2 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領の改正等について	21	0	○申請医療機関の当日説明用のフォーマットを用意してあげた方が、お互いに協議しやすいような気がします。	○ご意見については、次年度以降の調整の際に参考とさせていただきます。
			○地域の医療提供体制の構築に協力し、地域医療構想調整会議等に参加し、それらに認められる必要があると思う。	○ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
			○機能転換や設置後の条件を明確（数値）が必要であると思う。	〃
3 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所について	21	0	個別事案のため、非公開	
4 救命救急センターの指定方針の改定について	21	0	○ただし、地域医療構想調整会議等で救急医療等の詳細を議論するにあたっては救急医療問題調査会において議論に必要な基準等を示されたい。	〃
5 「精神病床に係る病院の開設等に関する指導要綱」の策定について	21	0	○増床を伴わない場合で一定の要件を満たす案件は事前協議の対象としない仕組みとすることに異議はないが、要綱については政令市の意見をよく聞いたうえで定めること。	○要綱の策定にあたり、必要な調整を行ってまいります。
			○調整会議においては「精神病床に係る取扱いの方向性」についてのみ了承されております。要綱の策定にあたっては、各種事務手続きの主体や手順等について、各保健所設置市の精神保健主管課とも十分な調整が必要と考えておりますので、「今後、各市との調整を丁寧に進めていただくこと」を条件に、承認します。	〃
			○要綱の策定にあたっては、県と市において十分に調整するようお願いしたい。	〃
6 災害拠点精神科病院の指定について	21	0	○意見なし	—
7 医師確保計画等の策定について	21	0	○P155-160の施策の中に県医師会が提案している中堅・ベテラン医師へのキャリア転換支援の充実を盛り込んでほしかったです。	○ご意見については、今後の検討の際に参考とさせていただきます。なお、P158 に具体策までは記載できませんでしたが、同様の趣旨は明示しましたのでご理解ください。
8 地域医療介護総合確保促進法に基づく令和2年度神奈川県計画策定に向けた調査票等の作成について（医療分）	21	0	○現状はこの基金が病床転換、病床ダウンサイジング基金（減反政策）となっており、本県の実情と合致しないため、人口当たりの給付額は全国ワースト、本県にとってあるべき地域の医療と介護を確保するための基金として、引き続き国に主張してほしい。	○本県にとって最適な医療・介護の構築に基金が活用できるよう、引き続き国に要望してまいります。
			○基金活用にあたっては、自治体や医療関係団体等、地域からの提案を積極的に採用すること。	○自治体や医療関係団体等、地域からの提案を積極的に採用できるよう、引き続き努めてまいります。
9 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証結果について	21	0	国によるデータ分析及びその取扱いが確定するまでの間は、非公開	